

議 長 日程第9「議案第21号令和7年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号令和7年度松田町介護保険事業特別会計予算。

令和7年度松田町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,730万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課 長 それでは、議案第21号令和7年度介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

まず初めに、246ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為です。第10期介護保険事業計画策定に伴う委託料を令和7年度、8年度、2か年にかけて、限度額659万1,000円を設定させていただくものでございます。

続きまして、252ページ、253ページをお開きください。予算について御説明をいたします。歳入歳出事項別明細書により御説明をいたします。

まず初めに歳入でございます。款、保険料、項、介護保険料、目、第1号被保険者保険料では、65歳以上の第1号被保険者3,717人から月額保険料基準額

5,200円、所得に応じた14段階の保険料率により御納付いただくものでございます。なお、年金18万未満の収入の方は、特別徴収ではなく、普通徴収により納めていただくことになります。

次に、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、介護給付費負担金、説明欄、介護給付費国庫負担金では、歳出の介護給付費のうち法定割合に応じた額を国庫分として計上しております。

項、国庫補助金、目、調整交付金、説明欄、現年度分調整交付金につきましては、調整率に応じた額を計上しております。

次に、目・節、介護予防等地域支援事業費交付金、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援交付金は、歳出における地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業費や一般介護予防事業などに係る国庫分を計上しております。

目、包括的支援等地域支援事業交付金、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金は、歳出における地域支援事業費内の包括的支援事業及び任意事業等に係る国庫分をそれぞれ計上しております。

続きまして、目、保険者機能強化推進交付金は、説明欄、保険者機能強化推進交付金、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組に応じて交付されるものでございます。

次に、介護保険保険者努力支援交付金、説明欄、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防や健康づくりに資する取組の重点的な評価に対し、その評価に応じて交付されるものでございます。

次に、254、255ページをお願いいたします。款・項、支払基金交付金では、40歳から64歳までの2号被保険者保険料を保険給付費や地域支援事業費に要した経費に対し、説明欄の介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として収入するものでございます。

次に、款、県支出金でございます。こちらは国庫と同様に、各項目ごと法定割合により計上しております。

次に、款、繰入金、項、一般会計繰入金では、説明欄にあるとおり、介護給

付費分、職員給与費、事務費、地域支援事業費に係る町負担分などを繰り入れるものでございます。

続きまして256、257ページをお願いいたします。項、基金繰入金では、現行の第9期介護保険事業計画に予定していたとおり、介護保険財政調整基金より2,000万円を取り崩し、予算計上しております。

款・項、繰越金、説明欄、前年度繰越金は、前年度の余剰金を見込んで計上しております。

続きまして、歳出になります。258、259ページを御覧ください。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費では、説明欄、職員給与費では、職員2名分の人件費のほか、庁用車管理経費では高齢者宅への訪問に要する庁用車の維持管理経費などを計上しております。

中段より少し下の項、徴収費では介護保険料徴収に伴う経費を、項、介護認定審査会費、目、認定調査費等、説明欄、介護認定審査会では、すみません、260ページ、261ページを御覧ください。説明欄の上段、節12、要介護認定訪問調査委託料や会計年度任用職員給与費では、節1、要介護認定調査調査員等報酬費として4名分の人件費等を計上しております。

続きまして、目、認定審査会負担金です。説明欄、介護認定審査会では、南足柄市で一括して行う介護認定審査会の経費を計上しております。

この枠の中の下の項・目同じ、委員会費、説明欄、介護保険事業計画策定委員会等経費では、介護保険制度が開始してから3年ごとに計画を改定するのですが、次の第10期介護保険事業計画策定に向けたアンケート及び進捗管理に関する経費を計上しております。

続きまして、款、保険給付費でございます。項・目、介護サービス等諸費では、説明欄、介護サービス費は、各種給付費として、第9期介護保険事業計画の介護サービスの実績をもとに積算し、計上しております。本年度は主に施設系のサービス給付費が増額しております。

続きまして、項・目、高額介護サービス費、説明欄、高額介護サービス費では、介護サービス費の月々の自己負担額が上限額を超えた場合に給付されるも

のでございます。

262、263ページをお開きください。中段より少し上の項・目、特定入所者介護サービス費でございます。説明欄、特定入所者介護サービス費は、主に所得の低い方が施設サービス等を利用した際の食事や宿泊に係る費用の一部を保険にて給付されるものでございます。

項・目、介護医療合算介護サービス等費、説明等、介護医療合算介護サービス等費では、医療費と介護費の両方が高額になった世帯に自己負担額を超えた分を支給し、自己負担額の軽減を図るものでございます。

次に、264、265ページを御覧ください。款、地域支援事業費です。項、地域支援事業費、目、一般管理費では、説明欄、職員給与費では、地域包括支援センター職員3名分の人件費や、一般管理費では節13、地域包括支援センターシステム賃借料などの経費を、庁用車管理経費では訪問に必要な庁用車の維持管理に必要な経費を計上しております。

目、介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、サービス事業費では、訪問型サービスに係る町直営の事業として、身体介護や生活支援、保健師、作業療法士の訪問や口腔改善に係る事業を、次のページ266、267ページを御覧ください。説明欄の通所型サービス、こちらでは運動機能向上事業や機能訓練、社会福祉協議会の事業であるミニデイサービスへの事業補助金などを計上し、生活支援サービスでは食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費を計上しております。

目、一般介護予防事業費、説明欄、一般介護予防事業費では、普及啓発事業として火曜体操会、はつらつ運動教室を、地域介護予防活動支援事業として地域の茶の間等への出前講座、介護予防サポーター養成講座などに係る経費のほか、理学療法士を派遣する経費を計上しております。

目、包括的支援事業・任意事業、説明欄、包括的支援事業では、地域包括支援センターの運営経費や会計年度任用職員3名分の人件費のほか、権利擁護事業費では年々複雑化・多問題化している権利擁護の取組に必要な弁護士費用等を計上し、すみません、268、269ページを御覧ください。任意事業では介護サ

ービス相談員の派遣事業や高齢者見守りサポート事業などの経費を、在宅医療・介護連携推進事業費では、足柄上1市5町共同で開設をしております在宅医療・介護連携支援センター運営のための経費を、生活支援体制整備事業費では、社会福祉協議会と連携し、住民主体の支え合いの仕組みづくりに係る経費を、認知症総合支援事業費では認知症初期集中支援のほか、認知症サポーター養成や認知症カフェなどに係る経費を計上しております。

なお、270ページから273ページにわたり職員給与費の明細書、274ページには債務負担行為に関する調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声です。討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和7年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。